



会社は協約 250 条を理由に 団交を拒否している

伊藤委員長が意見陳述で国・会社主張のウソを糾す！

診断書強要行政訴訟第一回口頭弁論

4 月 23 日、診断書強要行政訴訟控訴審の第 1 回口頭弁論が開催されました。

今控訴審は、昨年 11 月 28 日にわれわれが完全勝利した第一審判決に対して、国（中労委）が控訴し、J R 東海が参加人として加わって争われているものです。

国と J R 東海は、これまで基本協約 250 条を盾に J R 東海労からの団交開催請求を拒否していましたが、一審判決で「義務的団交については、労働協約において団交事項から除外することは許されないというべきである。」と指弾されたために「基本協約第 250 条は、基本協約等の適用及び解釈について、団体交渉を永続的に拒否するものではなく、その開催時期を特定したのみである。」とこれまでの主張を大きく転換しました。

伊藤委員長は、意見陳述で「経営協議会の場合でも組合側から基本協約 250 条についての会社側の認識をただしたところ、『基本協約第 250 条の条文に照らし合わせて付議事項とならなければ団体交渉は行わない』と言い切りました。つまり、J R 東海は労働者の労働条件にかかわる問題であっても基本協約第 250 条に謳ってある「基準に関する事項」や「改定に関する事項」を理由に団体交渉をしないのが現実です。労組法にある義務的団交すら否定していたのです。」と、国・J R 東海の主張がでたらめであることを満天下にさらしました。



さらに「国は、4 つの労働組合が併存する中で協約改訂交渉時期か新賃金等の交渉時季に集中した団交でなければ『大きな混乱が生じる』としています。どんな混乱が生じるというのでしょうか。現場で問題が発生したときにタイムリーに労使議論をしないことのほうが現場に混乱が生じます。」と、国側の主張に対して的確に指摘しました。

国も組合側も追加の主張は行わないことを表明しましたが、裁判官は検討に時間が必要として**次の口頭弁論が 6 月 9 日に開催**されることになりました。

【義務的団交】義務的団交事項とは、労働組合がその事項について団体交渉を申し入れた場合に、使用者が正当な理由なく拒絶すると不当労働行為となることから、誠実に交渉することが法律上強制される事項です。